

《平成 24 年度第 2 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 2 日（金） 10:00～11:45
- 2 場 所 帯広市庁舎 10 階第 3 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
 - ・長坂会長 ・千々和委員 ・加藤委員 ・藤本委員 ・三井委員
 - 情報審査会事務局
 - 総務部行政推進室
 - ・林行政推進室長 ・川端主幹 ・廣瀬法制主幹 ・天池主任 ・和田主任補
 - 諮問事項担当課
 - 総務部資産税課
 - ・田淵課長 ・室田課長補佐

《議事概要》

- 1 諮問第 1 号 公文書一部開示決定処分に係る異議申立てについて
 - (1) 諮問事項担当課から事実の陳述
 - ・個人の氏名等は、条例第 7 条第 1 号に該当し、ただし書にも該当せず、非開示とした。
 - ・納税番号、税額、床面積は、条例第 7 条第 2 号アに該当し、非開示とした。
 - ・間取りは、地方税法第 22 条の秘密にあたり、条例第 7 条第 6 号に該当し、非開示とした。
 - (2) 審議
 - ・委員よりインカメラ手続の求めがあり、事務局より公文書を配付した。
 - ① 非開示情報該当性
 - ・個人情報該当性は、個人を特定できる情報であり条例第 7 条第 1 項に該当し、また、広く社会に知られている情報とはいえず同項ただし書に該当せず、非開示が妥当との判断がされた。
 - ・法人情報該当性のうち、納税番号、税額については、これらの情報を開示すると法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 号アに該当し、非開示が妥当との判断がされた。
 - ・法人情報該当性のうち、床面積については、税情報を推測する 1 つの情報ではあるが推測できるとどまり、これらの情報を開示しても法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第 7 条第 2 号アに該当せず、開示が妥当との判断がされた。
 - ・法令秘情報該当性は、間取りが実質的に秘密として保護されることに客観的な利益がある実質秘とは考えられないことから、地方税法第 22 条の秘密にあらず、条例第 7 条第 6 号に該当せず、開示が妥当との判断がされた。
 - ② 理由提示義務違反
 - 本件では、条例各号で、どの理由で非開示とされたかが判別できるため、理由提示義務違反はないとの判断がされた。
 - (3) 結論
 - 一部開示決定を変更し、法人所有の建物の床面積、間取りを開示すべきとする答申をするとの判断がされた。

以 上